平成２８年（フ）第３０３号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目130番地の６　小野寺方、破産手続開始時の住所埼玉県所沢市東狭山ケ丘１丁目49番地の２
破産者　コントレイル梅原商店こと　梅原　治
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２５号
埼玉県所沢市大字山口2467番地の１
破産者　竹田　長人
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１３８号
埼玉県川越市旭町１丁目９番地49、前住所埼玉県鶴ヶ島市新町２丁目９番地11
破産者　安次富繁和
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９号
川崎市宮前区宮崎３丁目３番地36　206、前住所川崎市高津区梶ケ谷２丁目12番地２　マレヴィラージュ梶ヶ谷　501
破産者　菊池　宣昭
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
川崎市幸区中幸町１丁目28番地　伊藤荘102、前住所川崎市幸区中幸町３丁目26番地241302
破産者　大和　綾子
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目47番地　小杉御殿団地　７－208
破産者　松永　　務
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
新潟県村上市碁石45番地
破産者　加藤　良三
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３１号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜837番地14
破産者　渡邊　達志
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第４９２号
愛知県小牧市小木４丁目114番地
破産者　平嶋　祐也
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６号
福岡県みやま市高田町今福223番地２
破産者　園田　裕希
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１９号
福岡県大牟田市笹原町１丁目10番地３
破産者　市川　　明
1　決定年月日　平成29年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第３８号
秋田県横手市朝倉町７番11号
破産者　柴田三紀子
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第３９号
秋田県湯沢市皆瀬字鳥谷10番地７
破産者　佐々木一男
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２４０７号
横浜市保土ケ谷区狩場町475番地82
破産者　山本　保治
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６２号
神奈川県綾瀬市寺尾北３－16－20　渋澤方、住民票上の住所神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目13番12号　パインヒルズウエスト102
破産者　加藤　雅之
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８９９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町２丁目288番地２　ハーミットクラブハウス峰岡Ｂ－103号
破産者　塚本　清美
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９４号
神奈川県大和市上和田2681番地　寺ノ上サニーコートⅨ202号
破産者　阿部　博史
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９５号
神奈川県大和市上和田2681番地　寺ノ上サニーコートⅨ202号
破産者　阿部ちはる
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
鳥取県日野郡江府町大字佐川295番地
破産者　遠藤　祥将
1　決定年月日　平成29年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部